財団法人 電磁応用研究所 寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人 電磁応用研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区南青山五丁目1番10号 南青山第一マンションズ808 号室に置く。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、電磁気学、並びにこれを基盤とする学術研究を行い、その進展、 応用、国際的標準化を図り、あわせて関連する助成を行い、もって産業の進展、 文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第5条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 電磁現象並びに電子情報工学に関する基礎研究
 - (2)情報化差別の解消、高齢化社会への適応に資する、前号の応用に関する調査 研究並に標準化技術の研究
 - (3) 高度情報化の進展に寄与する、デジタル技術、ブロードバンド伝送技術等、 各種技術への1号の応用に関する調査研究並びに標準化技術の研究
 - (4) 文化、芸術、教育、並びに厚生、医療等への1号の応用に関する調査研究、 並びに標準化技術の研究
 - (5) 前記各号に必要な若手研究員の人材育成と国際間の交流
 - (6)優秀研究者の表彰、奨励金の供与、貸与
 - (7) 前記各号の達成のための研究会の組織並びに運営
 - (8) 研究成果の普及啓蒙活動
 - (9) その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第6条 この法人の資産は、次のとおりとする。
 - (1) 設立資金 金10万円
 - (2) 政府助成金及び補助金
 - (3)研究受託費
 - (4) 有志の寄附金品
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) 事業収入及び特許発明実施許諾に伴う収入
 - (7) その他の収入

(資産の種別)

- 第7条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。
 - 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 前条1号の設立資金
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を 経て預金などの確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由のあるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分することができる。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決 を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画 及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

- 第12条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及 び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて毎事業年度 終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
 - 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を受けて、その一部又は 全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の 承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 14 条 第 9 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行うときは、 理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 4 章 役員、評議員

(役員)

- 第16条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 5名以上10名以内(うち、理事長1名及び常務理事1名)
 - (2) 監事 2名

(役員の選任)

- 第17条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長及び常務理事を定める。
 - 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1 を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

- 第18条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
 - 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、 又はその職務を行う。
 - 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
 - 4 理事は、理事会を組織して、この寄付行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

- 第19条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
 - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。 (役員の任期)
- 第20条 この法人の役員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
 - 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の解任)

- 第21条 役員が次の各号の一つに該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。 (役員の報酬)
- 第22条 役員は、有給とすることができる。
 - 2 役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員の選出)

- 第23条 この法人には、評議員若干名を置く。
 - 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
 - 3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
 - 4 評議員は、役員を兼ねることはできない。
 - 5 評議員には、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの規 定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第24条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会 の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

第 5 章 顧問、参与及び賛助員

- 第25条 この法人に顧問、参与及び賛助員を置く事が出来る。
- 第26条 顧問及び参与は理事会で選出し、理事長が任命する。
- 第27条 賛助員はこの法人の事業を賛助する者の中から理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

第 6 章 研究員

- 第28条 第5条の各項を推進するプロジェクトテーマを設定し、担当する者を研究員と称する。
 - 2 研究員にプロジェクトリーダ、主任研究員、又は担当研究員等の肩書きを与える 事が出来る。
 - 3 研究員は当該専門分野の大学院に在籍する事が出来る。
- 第29条 研究員は次の各号の一つを満たす者の中から理事会で選出し、理事長が任命する。
 - (1)役員、評議員である者
 - (2) 大学学部卒業以上の者で、当該研究を遂行する能力があると認められる者

第 7 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

- 第30条 この法人の事務の処理、および研究補助のため、事務局及び必要な職員を置く。
 - 2 職員は、専任又は嘱託とする。
 - 3 職員は、理事長が任免する。
 - 4 職員は、有給とし、就業規則を別に定める。

第8章会議

(理事会の召集等)

- 第31条 理事会は、毎年2回理事長が召集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集の請求があったときは、理事長はその請求のあった日から30日以内に臨時理事会を召集しなければならない。
 - 2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

- 第32条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、 出席者と見なす。
 - 2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半 数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

- 第33条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かな ければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (3) 基本財産についての事項
 - (4)長期借入金についての事項
 - (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
 - 2 第32条前及び第33条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(議事録)

第34条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席

者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第 9 章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第35条 この寄付行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第36条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を 経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第 1 0 章 雜 則

(書類及び帳簿の備付等)

- 第37条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の 法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。
 - (1) 寄付行為
 - (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書類
 - (8) 収支予算書及び事業計画書
 - (9) 収支計算書及び事業報告書
 - (10) 貸借対照表
 - (11) 正味財産増減計算書
 - (12) その他必要な書類及び帳簿
 - 2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
 - 3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを 一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第38条 この寄付行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に 定める。

附 則

- 1 この寄付行為は、文部大臣の設立許可があった日(昭和19年3月30日)から施行する。
- 2 この寄付行為の変更は次のとおりである。

昭和20年12月13日 一部変更 文部大臣認可

昭和56年12月23日 一部変更 文部大臣認可

平成17年 3月18日 理事会変更案審議

平成20年 3月 6日 文部大臣(渡海紀三郎)に申請

設立時の寄付行為(カタカナ記述)を(ひらがな記述)に変更したもの。 昭和56年12月23日変更認可(文部大臣小川平二) 平成13年1月10日文部省現状報告

財団法人 電磁応用研究所 寄附行為

第1章 総則

- 第 1条 本財団法人は財団法人 電磁応用研究所とす。
- 第 2条 本財団法人は事務所を東京都港区南青山五丁目1番10号 南青山第一マンションズ 808号室に置く。

第2章 目的及び事業

- 第 3条 本財団法人は平和産業の進展並びに文化の向上を目途として電磁現象を中核とする応用研究及び生産化するを以て目的とす。
- 第 4条 本財団法人は前条の目的を達成する為左の事業を行ふ。
 - 1. 電磁現象に関する基礎研究
 - 2. 産業振興並に食糧増産への電磁応用に関する研究
 - 3. 文化並に厚生への電磁応用に関する研究
 - 4. 前期各号に必要なる研究成果の生産化
 - 5. 生活の科学化に関する事項
 - 6. 其の他本財団法人の目的達成上必要なる事項

第3章 資産及び会計

- 第 5条 本財団法人の資産は左の各号より成る。
 - 1. 設立資金 金10万円
 - 2. 政府助成金及補助金
 - 3. 研究受託費
 - 4. 設立後に於ける有志の寄附金品
 - 5. 資産より生する収入
 - 6. 事業収入及特許発明実施許諾報酬
 - 7. 其の他雑収入
- 第 6条 本財団法人は左の資産を基本財産とす。
 - 1. 前条第1号の設立資金
 - 2. 前条第4号中の基本財産として指定せられたる寄附基金
 - 3. 理事会に於て基本財産に編入せられたる金品前項以外の財産を以て通常財産とす。
- 第 7条 基本財産は之を処分する事を得ず但し已むを得ざる事由ある場合は理事会の議 決 を得且主務官庁の認可を得て之を処分する事を得。
- 第 8条 本財団法人の資産は理事長之を管理す。

前項の管理方法は本寄附行為に定めたるものの他理事会に於て之を定む。

- 第 9条 本財団法人の経費は通常資産を以て之を支弁す。
- 第10条 本財団法人の予算及決算は理事会の承認を得るを要し評議員会に報告するものとす。
- 第11条 本財団法人の会計年度は毎年4月1日に始り翌年 3 月31日に終る 但し設立当初の 年度は設立認可のありたる日より翌年3月31日迄とす。

第4章 役員

第12条 本財団法人に左の役員を置く。

理事 15名以内

監事 5名以内

評議員 若干名

- 第13条 評議員は理事会の推薦に依り理事長之を依嘱す。
- 第14条 理事及監事は評議員中より理事長之を依嘱す。 理事は監事を兼ぬる事を得ず。
- 第15条 理事中より理事長1名を置き理事の互選を以て之を定む。
- 第16条 理事中より専務理事1名及常務理事2名を置く事を得専務理事及常務理事は理事長 之を依嘱す。
- 第17条 理事長は本財団法人を代表しその業務を総理す、理事長事故ある時は専務理事、また専務理事長事故ある時は予め指定したる常務理事その職務を代行するものとす。
- 第18条 専務理事及常任理事は理事長を補佐し業務を執行す。
- 第19条 理事は本財団法人の業務を審議処理す。
- 第20条 監事は民法第59条の職務を行ふものとす。
- 第21条 評議員は本財団法人の事業に参画す。
- 第22条 役員にしてその業務に違反し又は体面を汚辱する行為ありたる時は理事会の決議を 得、理事長之を退職せしむる事を得。
- 第23条 役員の任期は3ヵ年とす但し重任を妨げず。

補欠に依り就任したる役員の任期は前任者の残任期間とす。

第24条 役員には理事会の議決を経て報酬を支給することを得。

第5章 会議

第25条 理事は理事会を組織し評議員は評議員会を組織す、理事会及評議員会は理事長之 を召集しその議長となる。

第26条 本寄附行為中特に定めたるものの他理事会に附議すべき事項左の如し

- 1. 業務に関する重要事項
- 2. 重要なる財産の処分
- 3. 寄附行為の変更
- 4. 解散
- 5. 評議員会の召集

6. その他の重要なる事項

第27条 評議員会に報告すべき事項左の如し

- 1. 毎年度の事業計画及収支予算
- 2. 事業報告並に収支決算
- 3. その他理事会に於て必要と認めたる事項

第28条 評議員会に附議すべき事項左の如し

- 1. 寄附行為の変更
- 2. 解散
- 3. その他理事会に於て必要と認めたる事項
- 第29条 理事会並に評議員会の議事は過半数の同意を以て決し可否同数なる時は議長之を 決す。

第30条 本寄附行為の変更は主務官庁の認可を得るに非ざれば之をなす事を得ず。

第6章 顧問、参与及賛助員

- 第31条 本財団法人に顧問、参与及賛助員を置く事を得。
- 第32条 顧問及参与は理事長之を推薦す。
- 第33条 賛助員は本財団法人の事業を賛助したる者の中より理事会の推薦に依り理事長之を依嘱する。

第7章 附則

第34条 本財団法人の当初役員は設立発起人に於て選定し主務官庁の認可を得たる役員を以て充当するものとす。

第35条 本寄附行為の施行に関し必要なる細則は別に之を定む。